

○中部大学成果有体物取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、中部大学（以下「本学」という。）の教職員等が本学の業務として作製した成果有体物の取扱い等を規定することにより、成果有体物の適正な管理、外部機関との円滑な研究協力及び本学の研究促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「教職員等」とは、本学の教育職員、事務職員、研究員、その他本学に雇用されるすべての者及び中部大学成果有体物取扱要領の適用を受けることに同意した学生並びにその他の者であつて、業務と作製した成果有体物の取扱いにつき契約がなされている者
 - 二 「その他の研究者」とは、教職員等以外の者であつて教育、研修及び研究を目的として本学が受入れている者をいう。
 - 三 「成果有体物」とは、教職員等が本学の業務として又はその他の研究者が教職員等の指導に基づき研究活動の一環として、創作、抽出又は取得した有形かつ学術的・技術的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演、その他の著作物に関するものは除く。
 - 四 「作製」とは、成果有体物の創作、抽出又は取得をいう。
 - 五 「提供」とは、成果有体物を有償又は無償で外部機関において使用させるために譲渡又は貸与することをいう。ただし、分析依頼のための提供及び特許出願のための生物寄託は除く。
 - 六 「受領」とは、第三者の成果である有体物の提供を受けることをいう。
- 2 この要領において、成果有体物が増殖・繁殖可能なものである場合には、その子孫、増殖物も成果有体物とみなす。

(帰属)

第3条 成果有体物の所有権及び成果有体物に係るすべての権利・法的地位は、特段の定めがない限り学校法人中部大学（以下「本法人」という。）に帰属する。

- 2 成果有体物を一部改変したものについても、原成果有体物の権利者たる本法人に帰属する。

(管理)

第4条 教職員等は、成果有体物を作製又は受領したときは、適正に管理しなければならない。

(届出)

第5条 教職員等は、成果有体物について、次の各号に該当する場合は、別に定めるところにより、速やかに研究担当副学長に届け出なければならない。

- 一 提供する場合
- 二 受領する場合

(判断)

第6条 研究担当副学長は、前条に規定する成果有体物の提供の届出を受理したときは、その届出に係る成果有体物が別に定める提供対象であるか否かの判断を行わなければならない。

- 2 研究担当副学長は、前条に規定する成果有体物の受領の届出を受理したときは、外部機関の成果有体物の受領について、適切な受け入れ条件、方法等を助言するとともに、受領の可否の判断を行わなければならない。
- 3 研究担当副学長は、前条の届出を受理したときは、その可否を速やかに教職員等に通知しなければならない。

(成果有体物提供契約)

第7条 本学は、成果有体物を提供するときは、成果有体物提供契約を締結するものとする。当該契約における契約書の雛形は、別に定める。

(学術・研究開発を目的とする提供)

第8条 本学は、学術・研究開発を目的とする成果有体物を提供する場合は、提供先との間で成果有体物の無償提供に関する契約を締結した後、成果有体物を提供先に無償で提供することができる。ただし、当該提供に係る成果有体物の作製及び提供に必要な経費は徴収することができる。

(産業利用・収益事業等を目的とする提供)

第9条 本学は、産業利用・収益事業等を目的とする成果有体物を提供する場合及び前条の目的以外を目的とする場合は、提供先との間で成果有体物の有償提供に関する契約を締結した後、成果有体物を提供先に有償で提供することができる。

(提供の決定)

第10条 第8条又は第9条に基づく提供の決定は、学長が行う。

(収入の配分)

第11条 本法人は、成果有体物を提供することにより収入を得たときは、その作製者に対し、作製及び提供に必要な経費を控除した金額の3分の1に相当する額を配分する。

2 前項の規定による収入の配分は、中部大学発明規程並びに職務発明等に係る補償金の取扱いに関する細則を準用する。この場合において、「発明者」とあるのは「作製者」と読み替えるものとする。

(第三者の成果有体物)

第12条 本学は、第三者の成果である有体物を受領する場合は、適正な成果有体物受領契約を締結するものとする。

2 前項に基づく受領の決定は、学長が行う。

(守秘義務)

第13条 教職員等は、成果有体物に関して、その内容並びに本学及びその教職員等の利害に関係ある事項について、必要な期間、それらの秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、教職員等が本学を退職等した後も適用するものとする。

(業務の委託)

第14条 本学は、成果有体物を提供する又は第三者の成果である有体物を受領する場合は、その業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

(その他)

第15条 研究担当副学長は、別に定める抽出に定めのない研究の試料については、発生した時点で取扱い等の必要な措置を講ずることができる。

(事務)

第16条 成果有体物に関する事務は、研究推進事務部において行う。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか、成果有体物の取扱いの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱い要領は、平成28年4月1日から施行する。

○中部大学成果有体物取扱要領実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中部大学成果有体物取扱要領（以下「要領」という。）第16条の規定に基づき、成果有体物の取扱いの実施について、必要な事項を定める。

(届出)

第2条 要領第5条の成果有体物の届出は、次の各号に定める書類を速やかに研究担当副学長に提出するものとする。

- 一 提供する場合 成果有体物提供届出
- 二 受領する場合 成果有体物受領届出

2 前項各号の書類は、原則として指定の様式によるものとする。

(判断)

第3条 要領第6条の成果有体物の提供対象であるか否かの判断に関しては、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、原則として、提供対象でないものとする。

- 一 出願等の予定があり、当該発明について出願手続き等が行われていない場合
- 二 提供先における成果有体物の使用目的が本学の権利保護に支障があると明らかに認められる場合
- 三 提供先における成果有体物の使用目的が公序良俗に反する場合
- 四 提供先に成果有体物の管理・保護能力がないと認められる場合
- 五 第三者との契約に違反する場合
- 六 国内法及び国際条約等又は本学の規程に反する場合
- 七 資産管理上、提供不可能な場合
- 八 その他提供可能でない理由がある場合

(契約の手続)

第4条 要領第7条に規定する契約は、原則として指定の成果有体物提供契約書を使用するものとする。

2 受領者からの要求により前項の様式により難しいときは、研究担当副学長の判断により、当該様式を変更することができるものとする。

3 要領第12条に規定する成果有体物の受領契約における契約書について、本学が認める提供者の契約書雛形以外の様式を使用するときは、研究担当副学長の判断によるものとする。

(抽出)

第5条 要領第15条に規定する抽出は、試薬、試料（微生物、材料、土壌、岩石、植物等を含む。）、実験動物、試作品、モデル品、化学物質、菌株等とする。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する